
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.46 2017/1/27

1 健康牛のBSE検査の見直しについての依頼通知

1月25日、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長及び農林水産省生産局畜産部長の連名をもって各都道府県知事等に標記依頼通知を出した。その主な内容は次のとおり。

食品安全委員会から、国内でと畜される48か月齢超の健康牛のBSE検査について、BSE検査を廃止しても人への健康リスクは変わらないとする評価結果の答申があったことから、厚生労働省においても48か月齢超の健康牛のBSE検査の廃止について、パブリックコメント、審議会報告等を経て、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（「以下「省令」という。」）を改正し、平成29年4月1日に施行することを予定している。

地方自治体からは、全国一斉に健康牛のBSE検査が見直されるよう国が調整してほしいとの要望があり、改正後の省令の施行時において、平成25年7月に健康牛のBSE検査の検査対象月齢を48か月齢超に引き上げたときと同様に、全地方自治体において一斉に健康牛のBSE検査の見直しが行われるようお願いする。

なお、健康牛のBSE検査の見直し以降も、生体検査で神経症状等を示す牛のBSE検査、と畜場等における特定危険部位の除去、飼料規制等のBSEのリスク管理措置は引き続き実施される。

国としても、今後とも、国産牛肉の安全性について、国民に対し丁寧な説明を行っていくので、こうした状況を理解の上、消費者、生産者、流通業者等の関係者の理解を得ながら準備を進めるようお願いする。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000149669.pdf>